**岡山県最低賃金掲載文例**

**【文例１】**

岡山県最低賃金が改定されました。

**時間額　９８２円**

**（効力発生日：令和６年１０月２日）**

詳しくは、コチラ ⇒



**【文例２】**

岡山県最低賃金が改定されました。

**時間額　９８２円　（効力発生日：令和６年１０月２日）**

詳しくは、岡山労働局　賃金室　℡086-225-2014へ。

**【文例３】**

岡山県最低賃金が改定されました。使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

**時間額９８２円　（効力発生日：令和６年１０月２日）**

・精皆勤手当・通勤手当・家族手当、時間外･休日･深夜手当、臨時に支払われる賃金などは、最低賃金に算入されません。

・「岡山県最低賃金」には、県内の全ての労働者とその使用者に適用される「地域別最低賃金」のほか、特定の産業の労働者とその使用者に適用される「特定最低賃金」があります。

詳しくは、コチラ ⇒

又は、岡山労働局　賃金室　℡086-225-2014へ。



※岡山労働局HP上にも掲載しておりますのでご参照ください。



【岡山労働局HP「岡山県の最低賃金のお知らせ」】

https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/

hourei\_seido\_tetsuzuki/chinginkankei/

saitin/saitin02.html